

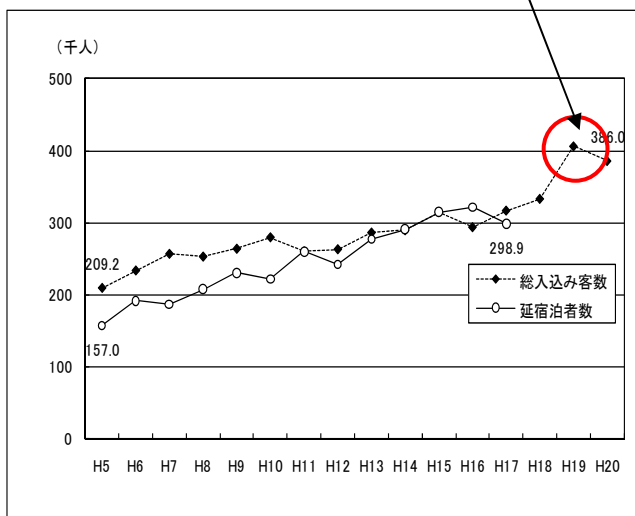
◇業務の背景と目的

屋久島では、平成5年の世界自然遺産登録以降、観光客が急増し続け、入島者は40万人突破(下図)。観光客の増加は、地域経済に貢献する一方で、縄文杉登山(大株歩道)に代表される一部特定地域への利用集中を招き、踏圧などによる自然環境への負荷が生じているとともに、登山道やトイレ、避難小屋の混雑やトラブル発生などの快適利用に係る問題も表面化している。

屋久島では他地域に先駆けてエコツアーガイドが誕生し、環境省のエコツーリズム推進モデル事業の対象地になる等、これまでもエコツーリズム定着に向けた取組が先駆的になされてきたが、総括的かつ実効力のある自然の保全と利用のための、ルール作りが必要となっている。

このような中、エコツーリズム推進法の施行(平成20年4月)を受け、屋久島町は現状や課題、検討のあり方をふまえて、屋久島においてあるべきエコツーリズムの姿を実現させるために、エコツーリズム推進全体構想を策定することとなった。当社では環境省の町に対する支援業務のうち、全体構想記載事項の整理、会議の開催、全体構想素案作成等を請負った。町では、4月以降島内の最終意見調整結果、全国のパブリックコメント結果等を受け、平成22年度中に屋久島町が主務大臣に全体構想認定を申請する予定となっている。

40万人を突破し平成5年の2倍に!



屋久島への入島者数の動向 (H5~20)

屋久島観光の現状



GW中の混雑のなか、片道5時間の登山の末にたどりついた縄文杉前デッキは100人以上の人であふれる。(平成21年5月4日(月) 雨天)

その結果・・・

屋久島のかけがえのない自然が荒廃しはじめ、利用環境も悪化の一途をたどっている

- ・すれ違いの多発や休憩利用の増加等に起因する登山道外への踏み込みによる登山道周辺植生の荒廃や裸地化。
- ・ウミガメ産卵見学者の急増による産卵やふ化への悪影響が懸念される。
- ・野生動物への餌付けなどにより、動物の人慣れなど生態系への悪影響が懸念される。
- ・登山道に渋滞が生じ本来の原生的自然を快適に楽しむことができないなど、快適な利用環境が損なわれている。
- ・トイレの収容力オーバーやトイレ行列が発生している。

エコツーリズム推進法 (平成20年4月施行)

【地域ぐるみの推進体制の構築】

○市町村は、事業者、NPO等、専門家、土地所有者、関係行政機関等による協議会を組織し、協議会でエコツーリズム推進全体構想を作成し、エコツーリズムを推進(→エコツーリズムの実施方法、自然観光資源(動植物の生息地等)の保護措置を規定)

【全体構想の認定・保護措置】

- 市町村は主務大臣に全体構想認定を申請できる。
- 認定された全体構想に係るエコツーリズムは国が広報に努め、各種許認可で配慮される。
- 市町村は認定された全体構想に基づき、保護を図るべき特定自然観光資源を指定し、汚損・損傷等の禁止、利用者数の制限等利用調整が可能。

屋久島町エコツーリズム推進全体構想の策定へ!

◇業務の内容と進め方

1.全体構想記載事項の整理・検討

(1)エコツーリズム推進に当たっての現状と課題の整理・把握

- ・ 既存資料や島内有識者ヒアリングで、屋久島におけるエコツーリズムの流れを 1970 年代から今日まで整理し、エコツーリズム推進にあたっての現状と課題を把握した。

(2)基本方針策定で連携すべき既存制度・ルール等の整理

- ・ 基本方針策定のために、これまでに屋久島で構築されてきた、ガイド登録制度や永田浜ウミガメ観察の地域ルール等既存の制度やルール等との連携を図った。



登録された屋久島ガイドを紹介する「屋久島ガイド名鑑」HP

2.自然観光資源の適正な利用のあり方についての検討

(1)自然観光資源適正利用方法整理と特定自然観光資源の指定・保護措置検討

- ・ 屋久島における自然観光資源の適正な利用のあり方を整理した上で、過剰利用等による資源の質の回復や持続的利用を目的とした特定自然観光資源の指定案を作成し、それぞれの利用調整や行為規制のあり方を検討し、下記の全体構想策定部会や意見交換会に諮りながら議論を進めた。

(2)特定自然観光資源の立入制限の実施方法の検討

- ・ 特定自然観光資源の過去の利用状況やこれまでの利用調整に係る検討経緯などを踏まえて、全体構想策定部会での議論を重ねながら、目指すべき姿、利用調整区域、利用調整区間、対象者、立入人数の上限、行為規制内容について検討・提案した。
- ・ さらに、今後の利用調整の具体的方法の検討に向け、国内外の自然地域の利用調整事例を取りまとめ、ガイド事業者向けの予約システムや大株歩道等の利用実態にかかるアンケートを実施した。



ラムサール条約指定湿地におけるウミガメ観察の地域ルールを定めたルールガイド

3.全体構想策定に係る関係会議の開催・運営支援

- ・ 上記の検討を進めるために、地域住民の代表者、観光協会、屋久島ガイド、島内の学識経験者、環境保全に関わる NPO 法人、関係行政機関(屋久島町、鹿児島県、林野庁、環境省)から成る全体構想策定部会を開催して議論を交わした。当社は、資料案作成と記録等を支援した。
(開催回数)協議会との合同会議 1 回、協議会 1 回、策定部会 5 回

4.全体構想策定に係る意見交換会等の開催支援

- ・ 屋久島町が実施した全体構想策定に係る計 8 回(観光事業者向け 6 回、島民対象 2 回)の意見交換会の意見整理を実施し、整理された内容は全体構想策定部会の資料に随時反映させた。

5.屋久島町エコツーリズム推進全体構想(素案)具体策作成支援及び報告書取りまとめ

- ・ 業務の検討経緯と、屋久島町が作成する屋久島町エコツーリズム全体構想(素案)を作成支援し、報告書として取りまとめた。

◇屋久島町エコツーリズム推進全体構想(素案)～抜粋～

■エコツーリズム推進に当たっての現状と課題

【主な課題】

- ①エコツアーの一般観光化
- ②観光客の増加及び特定地域への利用集中に伴う環境負荷増大
- ③利用ルールの不徹底や確立不足 等



写真-大王杉下水場付近
撮影日：H21.7.25 (土)
(かつて 10 名程が利用するスペースだったが、現在では多い時で 30 名程利用。裸地が拡大し根の露出が見られる。)

■基本方針

- ①屋久島の自然や文化などの地域資源を保全し適正に利用する
- ②屋久島の自然や文化などを通じて、「自然と人との共生」を伝える
- ③島民全員参加を基本とし、エコツーリズムと地域との結びつきを強化する
- ④屋久島の自然や文化などの魅力を維持したまま、次世代へとつなぐ

■エコツーリズム実施・推進にあたっての心得・ルール＝屋久島ルール

- ①島民の心得、②全ての観光客に向けての島民の願い、③利用に関するルール・マナー(環境タイプ毎の共通ルール、利用者やガイドが守るべき対象地域別ルール・マナー)の体系に基づき、個別のルールを提案。

■自然観光資源の保護及び育成

【自然観光資源及び特定自然観光資源の指定】

自然観光資源



:屋久島町(屋久島及び口永良部島)の多様な地域資源の中から、エコツアーで活用されている、地域の人達が意識して守っていくべき、エコツーリズムに関連が深いという視点で抽出したもの→58件

特定自然観光資源

:自然観光資源の中から、特に過剰利用などで資源の質が損なわれている、そのおそれがあり適切かつ早急な保護措置が必要な「資源」→3件

《指定された特定自然観光資源と利用調整の概要》

特定自然観光資源	利用調整&行為規制の概要	
大株歩道周辺の自然植生	区域	全指定区域
	期間	3月1日～11月30日
	対象者	全ての利用者
	立入人数上限	日帰り利用者:350名、宿泊利用者80名
	行為規制	サルやシカ等の野生動物に餌を与えること 飼養動物を連れていくこと(盲導犬、介助犬、聴導犬除く)
永田浜のウミガメ	区域	全指定区域
	期間	5月1日～8月31日(19:30～翌朝5:00)
	対象者	全ての利用者
	立入人数上限	5/1～14:立入を認めない、5/15～31:80名、8/1～31:120名
	行為規制	懐中電灯等照明器具を使用すること カメラ等によりフラッシュ撮影を行うこと
西部地域の生態系及び歴史的資源	区域	全指定区域
	期間	通年
	対象者	観光客、営業活動により利用するガイド
	立入人数上限	半山地区:25名、川原地区:25名
	利用条件	ガイドは「西部地域利用ガイド」認定を受けた者に限る 観光客は上記ガイドに同行する者に限る
	行為規制	モニタリング 利用ガイドに利用時のモニタリング調査を義務付け、年1回程度結果を分析して利用調整内容を見直す サルやシカ等の野生動物に餌を与えること 飼養動物を連れていくこと(盲導犬、介助犬、聴導犬除く) 産業、生活遺跡に関する物の持ち去り